

第1章

最恵国待遇

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則）は、WTO 協定の基本原則の1つである。

最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO 加盟国のA国が、B 国（WTO 加盟国であるかどうかを問わない）との交渉において、製品αの関税を5%に削減すると約束した場合、この関税はB 国以外のすべての加盟国に関しても適用されなければならない。つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に最恵国待遇を与えるということは、その問題についてそれらの諸国を平等に扱うことを意味している。このように、最恵国待遇の本質とは、ある締約国と他の締約国に対して同一の条件を与えるという無差別性にあると言える。貿易の文脈では、同様の物品に対して、原産地国によって異なる扱いを行ってはならないという原則である。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT 以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、世界恐慌の影響を受け、世界各国が保護主義政策をとった1930年代には、経済のブロック化を進めるため、英連邦の貿易制限措置（通称スターリング・ブロック）やフランスのフラン・ブロックなど、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入され、こうしたブロック経済化が第二次世界大戦の遠因となったとされている。この経験への反省から、

第二次世界大戦後、多数国間条約である GATT において一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易体制の安定化が図られ、それがWTO にも継承された。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易体制を支える基本原則の1つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTO の基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTO ルールに整合的に運用されることが必要である。

(2) 法的規律の概要

①最恵国待遇原則に関する GATT 上の規定

最恵国待遇を定めている GATT の規定としては、GATT 第1条、第3条第7項、第5条、第13条及び第17条がある。

(a) 一般的最恵国待遇（GATT 第1条第1項）

GATT 第1条第1項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する国内税及び国内規則について、WTO 加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

この点、まず、「同種の産品」要件に関しては、旧 GATT 及び WTO の紛争解決における判断（GATT 3 条 4 項における同要件の判断を含む）の蓄積を通じて、①産品の物理的特性・性質、②用途、③消費者の嗜

好及び④関税分類の4 要素によって判断するという解釈が定着している。旧GATT 時代の先例としては、例えば、スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税のパネル（BISD28S/102）では、同種の産品は物理的特性、消費者、他の締約国の関税分類上の扱いの3 要素によって判断されるとした。同事案では、4 種類のコーヒーについて異なる関税が設定されており、これら 4 種類が「同種の産品」と判断されるかどうかの問題となった。同パネルは前述の3 要素に従い、4 種類のコーヒーはほとんどがブレンドされて販売されていること、消費者は4 種類を同一の飲料製品と判断していること、多くの GATT 加盟国の関税分類が4 種類について異なった関税率を適用していないことから、4 種類のコーヒーを「同種の産品」と判断し、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異なった関税率を設定したことを最恵国待遇違反とした。

他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ（SPF）とそれ以外で税差を設けているのは、実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別するものであるとの主張に対し、関税分類については各加盟国に広範な裁量が認められているとして、「同種の産品」の判断に当たり、各輸入国の基準に依拠した例もある（日本の SPF 製材に関するパネル、BISD 36S/167）。

次に、差別ないし有利な待遇（「利益、特典、特権又は免除」）の有無が問題となるが同種の産品であるにもかかわらず輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行っていれば、当然に GATT 第 1 条第 1 項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT 第 1 条第 1 項の違反となりうる。

こうした事実上の差別が問題となった事案として、カナダの自動車に関する措置（DS139）がある。同事案では、所定の条件のもと米国からの輸入車の関税を無税にするカナダの制度が問題となった。同制度は、規定上は所定の条件を満たすことでどの国の企業にも当該制度を利用する可能性が開かれていたが、実際には米カナダFTA の締結に伴い新規の申請を停止しており、事実上、ほぼ米国企業の

みが利用可能な制度となっていた。パネル・上級委員会とも本件措置が事実上の差別に当たると判断して、GATT 第 1 条第 1 項の違反を認定した。

(b) 産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の無差別適用（GATT 第 3 条第 7 項）

GATT 第 3 条 7 項は、特定の数量又は割合による産品の混合、加工又は使用に関する内国の数量規則について、締約国はその数量又は割合を国外の供給源別に割り当てるような方法で適用してはならないと規定する。同項は産品の混合、加工又は使用に関する数量又は割合の最恵国待遇を定めており、GATT 第 1 条を補足している。

(c) 通過の自由の保障に関する無差別適用（GATT 第 5 条）

GATT 第 5 条は、締約国の国境を通過する運送に対し、締約国は国際通過に最も便利な経路でその領域を通過する自由を与えることを規定し、こうした保障は船舶の国籍、原産地、仕出地、入国地、出国地もしくは仕向地等の事情に基づく差別を設けてはならないと規定する。これは通過の自由に関する最恵国待遇であり、GATT 第 1 条を補足している。

(d) 数量制限の無差別適用（GATT 第 13 条）

GATT 第 13 条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、過去の実績に応じ、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきことなど、数量制限適用に当たって、国家間の公平性を実現できるよう定めており、GATT 第 1 条を補足している。

前半の数量制限や関税割当を無差別に適用する部分については、冒頭述べた最恵国待遇の本質である無差別性を述べている。すなわち、数量制限や関税割当の例外となる国や同種の産品を作ってはならないことを規定している。

他方、留意が必要な点として、GATT 第 13 条は、輸入制限や関税割当の内容を「その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべき」と規定している。すなわち、輸入制限や関税割当の適用を超えて、具体的な輸入許可数量の割当を形式

的に平等にすることは、むしろGATT 第13条の違反を構成しうる。例えば、米国のラインパイプに対するセーフガード措置（DS202）に関するパネル判断では、米国がセーフガードの発動に伴いラインパイプに輸入制限を課す際、上記のような国別配分の原則を考慮に入れず輸入元国に対して一律 9,000 トンの輸入制限を課したことがGATT 第13条違反と認定された（パラ 7.55）。この点は、例えば同一の税率・法令を適用することが基本となる最恵国待遇とは異なる。

(e) 国家貿易企業（GATT 第17条）

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、又は、加盟国によって排他的な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。GATT 第17条は加盟国に対し、国家貿易に関しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致する方法で行動させることを義務づけているが（第17条第1項(a)）、その一方で商業的考慮のみに従っていれば無差別待遇原則に合致していなくても足りるとしている（第17条第1項(b)）。

②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATT にはいくつかの例外が設けられている。

(a) 関税同盟・自由貿易地域（GATT 第24条）

二以上の国の間で経済関係を強化するために、関税同盟・自由貿易地域の地域貿易協定の取決めがなされることがある。これらの取決めがなされると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、域外諸国との間の貿易障壁は残るため、域内諸国と域外諸国とは異なる待遇が与えられることとなり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。しかしながら、全面的に禁止することは厳格に過ぎるとして、GATT は厳しい制限の下でこれらの取決めを認めている。GATT 第24条は、①域内における関税その他の貿易に対する障害は、実質的にす

べて廃止すること、②域外諸国に対する関税その他の貿易に対する障害は、設立以前より制限的であってはならないことという要件に適合する場合等に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を認めている（第2部第16章「地域統合」参照）。

(b) 授權条項

一般特惠制度（GSP:Generalized System of Preferences）とは、開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国から開発途上国産品に対して、最恵国待遇に基づく関税率より低い関税率が適用される仕組みである。一般特惠制度は、1971年6月のGSPに関するGATT理事会決定に規定されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加に関する決定」、いわゆる「授權条項」（Enabling Clause）に基づく措置として、1994年のGATTの一部として認められている。一般特惠関税には、①歴史的、政治的に特殊な関係を有する国（(d)参照等）ではなく、より一般的に開発途上国に対して特惠的関税を適用することができる（この点で「一般的といえる）、②特惠的関税の受益国が開発途上国に限定されている、③先進国から開発途上国に対する一方的な恩恵であるといった特徴がある。また、特惠受益国等のうち、通常の途上国とは区別される後発開発途上国（47カ国）に対しては、特別特惠対象品目について無税等が提供されるなど更なる優遇措置が維持されている。

地域貿易協定については、開発途上国同士が締結する協定の場合は授權条項に基づく特惠により、GATT 第24条に規定される要件を満たす必要がなく、また締約国はGATT 第1条の規定に関係なく、異なるかつ有利な待遇を他の締約国に与えることなしに開発途上国に与えることができるとされている¹。

(c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適用（WTO 設立協定第13条）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（WTO 設立協定）第13条は、次の要件が満たされた場合には、特定加盟国間においてWTO 設立協定並びに附属

¹ 授權条項に基づく地域貿易協定の実例は、WTO Analytical Index, Volume 1, PP383-388 に記載されている。

書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。第 1 に、GATT 締約国であった WTO 原加盟国の間で、WTO 協定効力発生前に GATT 第 35 条の規定²が当該国間で適用され³、協定効力発生時に有効であった場合である。第 2 に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議（一般理事会）で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議（一般理事会）に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与えられないことになり、最恵国待遇原則が適用されない結果となる。

この規定は、WTO への新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B 国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待

遇を与えるとともに、すべての国が B 国に対して最恵国待遇を与えなければならない。しかしながら、既加盟国たる A 国が、新加盟国である B 国との間に WTO 上の権利義務関係を生じさせたくない事情があることがある。WTO への加盟の条件は加盟国総数の 3 分の 2 以上の賛成であるため、賛成票の数が十分に多い場合、A 国の意図に反して、最恵国待遇を付与する義務が生じることとなるが、WTO 設立協定第 13 条を援用することにより、A と B の両国間に限っては WTO 協定に基づく義務を生じさせないこととして、A 国の意思を尊重することができる。また、A 国のような事情を有する国が 3 分の 1 以上あり、B 国の加盟承認が得られにくい場合にも、それらの国に WTO 設立協定第 13 条の援用を認めることで、B 国の加盟を実現できるようになる。

協定不適用の通報例については、以下の表を参照のこと。

<図表 II-1-1>⁴

協定不適用通報国	経緯
米国	1995 年 ルーマニアに対し、協定不適用を通報 (1997 年 2 月、撤回) 1997 年 モンゴルに対し、協定不適用を通報 (1999 年 7 月、撤回) 1998 年 キルギスに対し、協定不適用を通報 (2000 年 9 月、撤回) 2000 年 グルジアに対し、協定不適用を通報 (2001 年 1 月、撤回) 2001 年 モルドバに対し、協定不適用を通報 (2012 年 12 月、撤回) 2003 年 アルメニアに対し、協定不適用を通報 (2005 年 2 月、撤回) 2007 年 ベトナムに対し、協定不適用を通報 (2007 年 1 月、撤回) 2012 年 ロシアに対し、協定不適用を通報 (2012 年 12 月、撤回) 2013 年 タジキスタンに対し、協定不適用を通報
トルコ	2003 年 アルメニアに対し、協定不適用を通報
エルサルバドル	2001 年 中国に対し、協定不適用を通報 (2014 年 7 月、撤回)
ロシア	2012 年 米国に対し、協定不適用を通報

2022 年 1 月時点

² GATT 第 35 条にも不適用に関する規定があるが、WTO 設立協定第 13 条の方が優先すると考えられている。WTO 設立協定第 16 条第 3 項は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

³ GATT 第 35 条は当初日本にも適用されていたが、1970 年代に入って欧州各国が援用措置を撤廃したことで、我が国も国際通商システムに正式に加わるようになった。

⁴ WTO Analytical Index - Marrakesh Agreement establishing the WTO Article XIII (Practice)

(d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、隣接国との国境貿易に関する規定（GATT 第 24 条第3項）及び英国連邦等 GATT 成立時に存在していた特定国への優遇制度の存続を規定する特惠（GATT 第1条第2項）等がある^{5,6}。また、公徳の保護、生命又は健康の保護のためなどに必要な措置についての一般例外（GATT 第 20 条）及び安全保障例外（GATT 第 21 条）は、最恵国待遇義務にも適用がある。

加えて、ウェーバーの取得により最恵国待遇原則の例外を構成することも可能である。ウェーバーとは、WTO 設立協定第 9 条第 3 項に基づき 4 分の以上の加盟国間の同意を得て、協定により加盟国に課せられる義務を免除されることである。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明示すること、毎年レビューを行うこと等が定められている（WTO 設立協定第 9 条第 4 項）⁷。

③GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、WTO 協定によって多くの分野に拡張され、それぞれ最恵国待遇の原則、例外を定めている。まず、貿易の技術的障害や基準・規格に関する分野では、TBT 協定第2.1条において、強制規格に関し最恵国待遇義務を定めている。TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務の規定は、文言自体も GATT 第 1 条における最恵国待遇義務の規定と異なっており、解釈としても異なると上級委員会が判断したケースがある（EU-アザラシ事件）。このケースにおいて上級委員会は、GATT 第 1 条における最恵国待遇義務は、措置の目的が正当であるかどうかを考慮せず、措置が同種輸入品の競争条件を悪化させているかどうかという点のみに基づいて判断がなされるとしたが、他方で、TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務は、措置の目的を考慮して違反か否かが判断されるとした。この差異について、GATT においては規制目的が

第 20 条（一般的例外規定）で考慮されること、TBT 協定には GATT 第 20 条のような一般的例外規定が存在しないことを理由として挙げた。ただし、GATT においても TBT 協定においても、措置の目的が考慮されることに違いはなく、措置が違反とされるかどうかの結論が、両協定間で異なるわけではない。

その他、SPS 協定第 2 条では、衛生植物検疫措置について最恵国待遇義務を定めている。また、政府調達協定第 4 条では、政府調達について無差別待遇義務を定めており、同第3条で、一般的例外を定め、無差別待遇義務からの免除についても規定している。

サービス貿易及び知的財産権の分野では、サービス協定第2条がサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への、TRIPS 協定第 4 条が知的財産権の保護における他の加盟国の国民への最恵国待遇付与を定めている。サービス協定では個別分野での具体的措置に限って、サービス協定第 2 条の免除に関する附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS 協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関する例外としている（TBT 協定及びSPS 協定については、第 11 章「基準・認証制度」、政府調達協定については、第 14 章「政府調達」、サービス貿易及び知的財産権については、第 12 章「サービス貿易」及び第 13 章「知的財産」の該当部分を参照）。

その他、GATT 以外に最恵国待遇の規定からの逸脱が認められる条件を定めた規定が存在する。例えば、AD 協定、補助金協定、セーフガード協定、輸入許可手続協定、加盟議定書等がこれに当たる（AD 協定については、第 6 章「アンチ・ダンピング措置」、補助金協定については、第 7 章「補助金・相殺措置」、セーフガード協定については、第 8 章「セーフガード」の該当部分を参照）。

（3）経済的視点及び意義

最恵国待遇原則は大意、下記3点の意義を有してい

⁵ 1992 年 12 月発出の WTO 事務局ノート（MTN.TNC/LD/W/1）を参照。

⁶ 最恵国待遇固有の例外ではないが、特定の条件のもとでのみ援用できる例外規定が存在する。こうした規定としては、ダンピング防止税及び相殺関税（GATT 第 6 条）や国際収支例外（GATT 第 14 条）（ただし、これは GATT 第 1 条ではなく①で述べた GATT 第 13 条の数量制限の無差別適用に対する例外）、経済開発に対する政府援助（GATT 第 18 条第 20 項）、無効化又は侵害に基づく譲許停止（GATT 第 23 条第 2 項）等が該当する。

⁷ 2019 年 12 月 18 日時点で、合計 24 件のウェーバーが有効（WT/GC/W/795）

る。

①世界経済の効率化

第1に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B国の方がC国よりも安価にA国に産品 α を供給できると想定する。A国は産品 α をB国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B国に対するA国の関税がC国に対するものと比べ非常に高いとすると、A国は非効率な供給源であるC国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果によりA国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この3か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A国はより安価なB国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現される。

②自由貿易体制の安定化

第2に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易制限的措置を行うに当たっても各国に同様に適

用させる義務を課すため、貿易制限的措置の導入を政治問題化させやすくし、その導入のコストを上昇させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資を増大させる効果を有する。

③自由貿易体制の維持費用の減少

第3に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇（貿易においてはより自由な待遇）の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO加盟国は他国が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約したりすることができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っている。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

2. 主要ケース

(1) カナダー自動車に関する措置 (DS139)

カナダ政府は、オートパクト（米加自動車協定：1966年発効）に基づき、所定の条件（現地付加価値達成率60%以上等）を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業（オートパクトメンバー）に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた制度であったが、米加自由貿易協定の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無税

で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては6.1%の関税（2000年12月時点）が賦課されていた。

日本は、1998年7月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請、同年11月にはパネル設置要請を行って、1999年2月に同一案件に係るEUの申立てを併せて審査するための単一パネルが設置された。2000年2月にパネル報告、同年5月には上級委員会報告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件関税免除措置がGATT第1条第1項（最恵国待遇）、第3条第4項（内国民待遇）、補助金協定、及びサービス協定第17条（サービスの内国民待遇）に違反するとの判断が出された（なお、卸売サービスに関するサービス協定第2条（最恵国待遇）及び第17条（内国民待遇）違反をパネルが認定した点については、上

級委員会は事実認定が不十分であるとして当該判断を覆した）。

(2) EU－バナナに関する措置 (DS27)

EU が ACP (アフリカ、カリブ海、太平洋) 諸国との間に締結しているロメ協定に基づき、EU は、バナナの関税割当制度について、その数量枠及び税率等の面でこれらACP 諸国産のバナナを優遇する特惠措置を採用しており、同制度は、GATT 時代に 2回パネルで争われている(第 16 章「地域統合」参照)。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EU は新たな関税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度についても不満を示し、特に、関税割当のライセンス発給システムによるACP 諸国産バナナの取扱いの優遇及び EU とフレームワーク合意を締結した中南米のバナナ生産国(特にコロンビア、コスタリカ)に対する割当の優遇がWTO 協定違反であるとして、他の中南米諸国(エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ)とともに GATT 第22条に基づいた協議を行った後、WTO パネルが設置された(1996 年 5月)。本件パネルには、我が国も第三国参加した。

1997 年 5 月に提出されたパネル報告書では、以下の主要論点につき、EU の措置は WTO 不整合と認定された。上級委員会もこの内容を基本的に支持した。

- ①第三国及び非伝統的ACP 諸国産バナナに関する関税割当の数量枠のうちの一定部分を EU 域内産バナナ又は伝統的ACP 諸国産バナナの取扱業者に限って割当てを行うことは、GATT 第1条第1項(最恵国待遇)及び第3条第4項(内国民待遇)に違反する。また、ロメ協定の下での GATT 第1条第1項に関するウェーバー(義務の免除)の範囲は、第三国及び非伝統的ACP 諸国産バナナの輸入に適用されるライセンス手続には及ばず、GATT 第1条第1項についての WTO 協定上の義務は依然として有効である。
- ②上記①の関税割当の数量枠について、伝統的ACP諸国産バナナの取扱業者に対して優先的な

割当を行うことは、第三国の流通業者を競争上不利に扱うものであり、サービス協定第2条(最恵国待遇)及び第17条(内国民待遇)に違反する。

- ③フレームワーク合意については、コロンビアとコスタリカのみを EU へのバナナ輸出の実質的関心国として合意を行ったことについては否定されないとしつつも、実質的関心のない国の一部(ニカラグア、ベネズエラ等)と合意し割当を行う一方で、グアテマラ等に割当を行っていないことは GATT 第13条第1項(数量制限の無差別適用)に違反する。なお、フレームワーク合意に基づく国別シェアが反映されている譲許表の記述内容と GATT 第13条との優先関係については、GATT 第13条が優先する。(ロメ協定との関連について第16章「地域統合」を、EU の勧告実施を巡る米・EU 間の争いについて第15章「一方的措置」を参照)。

(3) EU－開発途上国に対する関税特惠の差別的供与 (DS246)

2001 年 12 月 10 日、欧州理事会によって一般関税特惠の枠組み「理事会規則 2501/2001」が発表された。本規則は、①一般規定、②労働権保護のための特別規定、③環境保護のための特別規定、④ 後発途上国のための特別規定、及び⑤麻薬の生産と不正取引対策のための特別規定(ドラッグ・アレンジメント)の5つから構成され、適用期間は2002年1月1日から2004年12月31日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及びベネズエラの12か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国12か国のみが規定の対象品目について無関税でEU 市場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通常の関税率又は割引された関税率でしか EU 市場に輸出できないことは差別であるとして、2002 年 3 月、WTO に対して最恵国待遇違反及び授権条項違反を申立てた。

2002 年 12 月には、インドはパネル設置要請を行い、2003 年 12 月に同パネル報告が加盟国配布された。

本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることから GATT 第 1 条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置の GATT 違反は、授權条項によっても正当化されないと判断した。さらに、EU が主張していた GATT 第 20 条

(b) の適用については、第 20 条 (b) は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につき GATT の例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT 第 20 条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004 年 1 月に EU により上訴され、同年月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委員会は、授權条項について WTO 協定と同条項の趣旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特恵 (GSP) 受益国について異なる関税待遇を供与することは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇を与える場合には、同様な状況にあるすべての GSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべての GSP 受益国に対して同一の待遇が与えられるよう確保しなくてはならないとした。その上で、本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国とその他の GSP 受益国を区別する根拠を与える基準が存在せず、同様の状況にあるすべての GSP 受益国が裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、上級委員会も EU の違反を認定した。

(4) 米国－マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

TBT 第 2.1 条及び GATT 第 1 条第 1 項について判断 (第 II 部第 11 章 2. 主要ケース (3) を参照のこと)。

(5) アルゼンチン－金融サービス (DS453)

GATS 第 2 条第 1 項について判断 (第 II 部第 12 章 3. 主要ケース (6) を参照のこと)。

(6) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテンツ要求 (工業製品税の条件付き減税 (国産品優先補助金)) (DS472、497)

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 11 章参照。

本件では、イノバール・アウトに基づくアルゼンチン、メキシコ及びウルグアイに対する税の減免措置について、最恵国待遇義務違反 (GATT 第 1 条 1 項) が授權条項 2 条 (b) (非関税措置に関する多国間合意に基づく差別的優遇措置) 及び (c) (関税の相互削減に関する途上国間の地域間協定等) によって正当化されるか、も争点となった。

パネルは、①授權条項に基づく措置について、措置国が同 4 条 (a) に基づく通報を行った場合は、申立国は、パネル設置要請において授權条項の関連条文を特定する必要がある、としつつ、本件では、ブラジルが授權条項 2 条 (b) 又は (c) に基づく措置であること、ないし、通報を行ったことを立証できていないため、申立国はパネル設置要請で授權条項を特定する必要はなかった、とした。

また、② (i) 授權条項 2 条 (b) 上の「非関税措置」は、GATT 自体ではない多数国間合意における、途上国に対する特別で異なる (special and different (S&D)) 待遇に関する特定の規定に基づく措置である必要があるところ、ブラジルが根拠として挙げる GATT 第 3 条は授權条項 2 条 (b) 上の非関税措置とは認められず、また、(ii) 本件措置について授權条項 2 条 (c) 上の RTA との関連性は示されていない、とし、本件措置は、授權条項 2 条 (b) 又は (c) によって正当化されない、と判示した。上級委はパネル判断を維持した。

(7) EU－エネルギー産業に関する措置 (DS476)

GATT 第 1 条 1 項及び GATS 第 2 条 1 項について判断 (第 II 部第 12 章 2. 主要ケース (7)) : ① (a) ガス指令上の分離措置、③ LNG 措置 (GATT 第 1 条 1 項上の「同種の産品」要件が争点となった)、④ インフラ免除措置、⑥ (a) ガス指令上の第三国認証措置、及び⑦ ガス指令上の TEN-E 措置を参照のこと)。

(8) EU一家禽肉製品に対する関税譲許に関する措置 (DS492)

EU は、鶏肉製品等計 10 品目について、2006 年から 2013 年にかけ、2 回に分け、タイ・ブラジルと交渉・合意のうえ、関税譲許を修正し、従価税を関税割当に置き換えた。これに対し、中国が、EU では 2008 年以降 SPS 措置の緩和により中国産輸入品が増加したにも関わらず、EU は関税譲許の修正を行う際に、SPS 措置緩和前の期間における輸入状況を検討し、SPS 措置が存在しないと仮定した場合の中国輸入シェアを推計しなかった点等において、交渉や協議が必要な主要供給国・実質的利害関係国の決定 (GATT 第 28 条)、補償の算定 (同条 2 項)、関税割当の配分の決定 (同第 13 条) について協定に違反すると主張し、2015 年 4 月協議要請を行った。その後、2017 年 3 月にパネル報告書が公表され、上訴されず、翌月パネル報告書が採択された。

GATT 第 13 条 2 項は、関税割当の配分の決定にあたり、利害関係国の産品の貿易に影響を及ぼした又は及ぼしているすべての特別の要因に妥当な考慮を払うべき旨を規定しているところ、パネルは、EU が、関税割当の配分に関する交渉開始後に生じた輸入シェアの変化を考慮していない点について、同条項違反を認定した。ただし、SPS 措置が存在しなかったと仮定した場合の加盟国の輸入シェア推計に基づいて実質的利害関係国を決定する義務などに関するその他の GATT 第 13 条に基づく主張は認めなかった。

なお、関税譲許の修正に関する GATT 第 28 条に關しては、下記のとおりいずれの主張も認めなかった。

①供給国としての利害関係の有無につき、中国は、本件 SPS 措置が「差別的數量制限」(第 1 項注釈)⁸⁾に当たることを立証できていない、②第 1 項上、供給国の利害関係の有無について交渉開始後に輸入シェアの変化を反映して再決定する義務は認められない、として、第 28 条 1 項違反の主張を認めなかった。また、③補償の要否の検討に必要な関税割当の総量を算定するための「代表的期間」(第 28 条に関する解釈了解第 6 項)⁹⁾を特定する際、本件 SPS 措置

は、あらゆる原産地からの家禽肉製品の年間貿易総量を著しく変更したものではないので、影響を除外する必要はない、④解釈了解第 6 項上の参照期間の起算点は交渉妥結時点ではなく交渉開始時点である、⑤解釈了解第 6 項は関税割当の配分には適用されない、として第 28 条 2 項違反の主張も認めなかった。

⁸⁾ 譲許修正申請国は、ある国が主要供給国又は実質的利害関係国としての利益を有するか否かを決定するにあたり、譲許修正申請国が差別的數量制限を維持しなかった場合に想定される当該対象国の輸入シェアを考慮する必要がある (GATT 第 28 条脚注 1 第 4 項及び第 7 項)。

⁹⁾ 無制限の関税譲許を関税割当に置換する場合の補償は、将来の予想貿易量が割当の水準を超える額によって算出され、将来の予想貿易量は、直近の代表的な 3 年間における平均年間貿易量又は直近年の輸入量のいずれか大きい方 (いずれも増加率を加味する) に基づくとされている。(第 28 条の解釈了解第 6 項)



途上国地位～特別かつ異なる待遇（S&D）を巡る論点

2022 年 2 月現在 164 の国が WTO に加盟しているが、そのうちおよそ 4 分の 3 が途上国である。後発開発途上国（the least-developed countries: LDC）については国連の定義が準用されているが、途上国の定義は WTO 協定上置かれていない。途上国は、自己申告制に基づいて、より有利な市場アクセスやより長い義務履行期間をはじめとする特別かつ異なる待遇（Special & Differential Treatment: S&D）を享受している。WTO 諸協定には 155 の S&D 条項が存在する。

米国は従前より、経済的に発展した途上国は相応の義務を負うべきであり、「不当な」S&D 利用はやめるべき、と批判してきた。2019 年 2 月、米国は WTO 一般理事会の決議案として一律の途上国卒業基準を提案した。これに対し途上国は強く反発した。本コラムでは、S&D の概要とその役割を整理したうえで、WTO における議論の状況を紹介する。

1. S&D の概要と役割

S&D は WTO 設立以前の GATT 協定にも含まれていた。完全雇用と自由貿易に基づく均衡のとれた世界経済の拡大を目的とした国際貿易（ITO）憲章は、その内容が理想的に過ぎたため、提案国である米国を含む諸国の批准が得られず未発効に終わったが、ITO 憲章の中にあった要素で、後の GATT 協定において残ることになったのが、GATT 協定第 18 条にある幼稚産業保護のための例外だった。その後 1965 年に GATT 第 IV 部「貿易と開発」が追加され、途上国との貿易交渉において先進国は相互主義を求めないことが確認された。ただし、これは基本合意をまとめたものにすぎず、途上国が要請していた特恵の創設については言及していない。GATT 体制で初めて認められた特恵待遇は、最恵国待遇原則の例外である一般特恵制度（Generalized System of Preference）であり、1971 年に暫定的に合意され、1979 年に「授權条項」という形を通じて実現された。

S&D は GATT の基本原則に対する例外として位置づけられる。GATT の基本原則は大きく二つに分けられ、一つは最恵国待遇原則及び内国民待遇原則

からなる無差別原則、もう一つは相互の間に権利義務や負担、利益を含む待遇の均衡を維持する関係に立つという相互主義である。S&D は主に、途上国に対し特恵的市場アクセスを提供するという点において最恵国待遇原則からの逸脱であり、また一部の履行義務が減免・緩和されるという点において相互主義からの逸脱を許容している。

WTO は S&D をその内容によって以下の 6 類型に分類している。すなわち、(1) 開発途上国の貿易機会を増やすための条項、(2) WTO メンバーに対して開発途上国の利益を保護するよう求める条項、(3) 開発途上国が経済政策あるいは商業政策手段を利用する際の柔軟性を認める条項、(4) 協定実施のための移行期間を通常よりも長く認める条項、(5) 開発途上国が WTO 協定の義務を果たしたり、紛争解決手続を遂行したりするために必要な人的・物的基盤を整備するのを支援する条項、(6) LDC に関する条項である。具体例としてはそれぞれ、(1) 特恵的市場アクセス、(2) AD 協定第 15 条の途上国の特別な事情の考慮義務及び SG 協定第 9 条のデミニマス基準の途上国例外、(3) GATT 第 18 条の国民の一般的生活水準の引き上げのための関税上の国内産業保護措置や数量制限等、(4) SCM 協定第 27.3 条の国内産品優先補助金の撤廃について認められるより長い猶予期間（協定発効後又は加盟後から先進国 3 年、途上国 5 年、LDC 8 年）、(5) 協定実施のための技術支援やキャパシティビルディング、(6) TRIPS 協定第 66.2 条の先進国の LDC に対する技術移転のインセンティブ供与義務、が挙げられる。

途上国にとって S&D が果たす役割は、多角的貿易体制の発展・変遷とともに異なっている。GATT は関税譲許以外の非関税措置についてはコードと呼ばれる自己選択形式の協定で採択され、加盟国は受容する協定範囲を選ぶことが可能だったため、多くの途上国はこれらのコードには参加せず、国内措置に関する条約上の義務を負わなかった。その後、ウルグアイラウンドにおいて、さらなる関税削減に加え、サービス貿易の自由化、知的財産権、貿易関連投資措置、農業補助金に関するルール等、交渉分野が大幅に拡大された。さらに、同ラウンドでは「シングル・アンダーテイクング

（一括受諾）」と呼ばれる受容方式が採用され、交渉は個別分野ごとに行われるが最終的な合意はすべての交渉対象品目が一つのパッケージとして扱われ、加盟国は全体として合意するかしないかの選択を迫られた。途上国は、ウルグアイラウンドで創設が合意されたWTOへ参加するためには、拡大した交渉分野におけるコミットメントを受け入れざるを得ず、様々な協定義務を負うことになった。WTO発足後、途上国は、ウルグアイラウンド妥結による先進国市場の関税引き下げによって得られると期待されたメリットを実際には享受できず、かえって広範囲かつ詳細にわたるウルグアイラウンド実施のための大きな負担を抱えることになったとして、強い不満を抱く結果となった。こうした不満が、ドーハ開発アジェンダでのS&D強化の要求へと繋がった。

その結果、ウルグアイラウンド以前の時期においては、途上国の求めるS&Dの役割は先進国市場へのアクセスの拡大であったのに対し、WTO発足後はS&Dの主な役割は協定義務の減免に移行していった。

2. WTO における議論

2019 年 2 月、米国は一般理事会決議案として、一律の卒業基準を提出した。その背景には、トランプ前大統領の「成長を実現した国が自己宣言でS&Dを享受し続けており、経済発展レベルに応じて負うべき責任を果たしていない」との問題意識がある。米国提案の卒業基準は、①OECD加盟国、②G20メンバー、③世銀の「高所得国」、④世界貿易シェア 0.5 以上の国の 4 つの要素から構成される。各基準に該当する途上国は、①チリ、イスラエル、トルコ、メキシコ、韓国、②中国、インド、ブラジル、メキシコ、南ア、韓国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン、③アルゼンチン、バーレーン、ブルネイ、チリ、香港、マカオ、イスラエル、クウェート、モナコ、オマーン、フィリピン、カタール、シンガポール、ウクライナ、ウルグアイなど、④UAE、香港、マレーシア、フィリピン、サウジ、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナム、南アなどが当てはまる。その後 2019 年 12 月、③と④に関し、3 年連続で基準を超えたものとの緩和条件が付された。

本米国提案に対し、途上国は、S&Dは発展途上

加盟国に与えられた正当な権利であると主張した。また、2019 年 4 月に出されたノルウェー提案（他カナダ、メキシコ、スイス等 7か国と共同）では、S&D供与の沿革を述べるとともに、既存協定でのS&Dの提供方法や正当化事由について紹介している。同提案は、例えば、途上国自身のニーズ・アセスメントに基づいて S&Dを提供する貿易円滑化協定や、最小限のコミットメントから開始し、途上国自身の産業の能力や発展段階に応じてコミットメントを拡大していく GATSのアプローチなどが参考にできると提案し、個別交渉毎にどのような形でS&Dを追及すべきか検討すべきとした。

米国は、経済発展のレベルに応じた相応の責任を負うべきとして卒業基準を提案しており、S&Dが「真の」途上国に必要であり享受する権利があることは否定していない。また、そのS&Dを享受すべき途上国とは誰なのか、という点に関する議論が必要だが、上記 4 要件に該当しない途上国も米国への反発を強めている

2019 年 7 月に発出されたトランプ前大統領によるメモランダムでは、USTRに何らかのアクションを起こすよう求めている。具体的には、同メモランダムにおいて設定された期限である 90 日の経過後は、2019 年 2 月の米国提案の卒業基準を満たす途上国については、一方的に途上国として取り扱わないこととした。前大統領が要請したアクションの履行の一環として、USTRは、2019 年 12 月、特定の途上国がS&Dを放棄しない限り、現在進行中のWTOの交渉において当該途上国とは新たなS&Dについて合意しないとの考えを示した。

トランプ前大統領は、WTO改革の要素の中でもS&Dの問題を最優先課題のひとつとして挙げていたが、現バイデン政権ではこの問題に関しこれまで立場を明らかにしていないものの、大きな変更はないとみられている。WTOでのルール交渉やFTA交渉等における今後の米国の動きが注視される。

2022 年 2 月現在、S&Dを現在及び将来の交渉で求めない旨宣言した国は、台湾（米国提案以前、2018 年 9 月 TPR にて「将来のラウンド交渉において」S&Dを要求しないと発言）、ブラジル（米国提案直後、2019 年 3 月、OECD加盟支持と引き換え）、シンガポール（米国による直接の働きかけ後、2019 年 9 月）、韓国（米国による直接の働きかけ後、2019 年 10 月）、コスタリカ（2020

年 3 月)の 5 か国となっている。加えて、2021 年12月の報道では、中国は、S&Dを求めるのは農業や金融サービスなど一部の分野のみとし、例えば漁業補助金では一切の例外措置を放棄する可能性が言及された。今後の動きを注視したい。

途上国に対し米国が求める成果は、途上国地位の放棄ではなく、S&Dを今後求めないことであるという点には留意が必要である。途上国としての地位は、途上国内では政治的・社会的な側面が強く、地位自体の放棄は困難な場合もある。上記の 5 か国及び一部放棄の可能性に言及した中国も途上国地位の放棄ではなく、S&Dを将来及び今後の交渉において要求しないことを約束したのだという旨を改めて発表している。

さらに、途上国地位に基づいて享受しうる S&D と加盟国が交渉を通じて獲得しうる協定義務における柔軟性との類似点と相違点にも注目すべきであろう。米国自身も、交渉を経て獲得する協定義務の柔軟性については否定しておらず、実際米国自身を含む多くの先進国も、例えば農業等のセンシティブな分野においてウルグアイランド交渉時に協定義務からの一部免除や緩和について加盟国の合意を取り付けている。米国は、このように柔軟性が必要な場合があること、また必要である範囲において柔軟性を加盟国間の合意に基づいて享受することは許容されるという立場である。つまり、S&D及び交渉を経た柔軟性ともに、協定義務からの逸脱という形式的な点では相違ないが、「加盟国の合意なく一方的にかつ経済発展レベルの区別なく一律に」逸脱を認められるという点について、米国は問題視している。また、米国は一律の卒業基準を提起しつつ、途上国の差異化の必要性も主張している。

途上国内で差異化されるカテゴリーとしてはまずLDCが挙げられるが、LDCグループが2021年10月に提出した提案では、LDCカテゴリーを卒業した加盟国が、特惠関税及び技術支援をはじめとする

LDC特惠を、LDC卒業後も一定期間（特惠関税については卒業後6-9年）引き続き享受できるようにすべきと主張されている。このモラトリアム提案については、MC12での合意を目指し、2020年12月提案の暫定取り決めとして提出されたものだが、一部先進国からは特惠延長の必要性の根拠について疑問が呈されている。同時に、S&D及び途上国の差異化の改革に関する議論を加盟国間で進める必要性も認識されている。WTO設立から 25 年超が経過し、多角的貿易体制におけるプレーヤーも大きく変化し多様化した現在、S&Dはどのような形で供与されるべきなのか。経済及び技術発展レベルが大きく異なる途上国をすべて同等に扱い義務逸脱を許容する又は特定の措置要件を緩和もしくは適用除外とすることは、正当化されないであろう（第II部第8章 ⑤ 開発途上国例外の運用 参照）。他方で、米国の提案する一律の基準は、途上国の大きな反発を招くだけでなく、途上国の真のニーズに沿ったS&Dを提供することにはつながらないのではないだろうか。S&Dは真に必要とする国に対し、真に必要な範囲で認められるべきであり、能力・手段を有する国は相応の責任を果たすべきというのが日本の立場である。そのためには、途上国の差異化が必要であり、前述のノルウェー他による提案のように、既存協定での S&D の提供方法を参考に、個別交渉毎に途上国の範囲を決め、S&Dをどの範囲で享受すべきかを定めることは有意だろう。しかし一方では、潜在的な懸念として、個別の国及び分野毎の交渉は時間がかかるだけでなく、交渉に関与する国のパワーバランスや、途上国側がS&Dの放棄と引き換えに何を獲得したいと考えているか、また何を獲得できるかという点も交渉結果を左右すると考えられる。まずは、現在交渉中の漁業補助金や電子商取引のルールメイキングにおいて、S&Dの対象や程度についていかに議論され、具現化されるかが注目される。